

「宮崎市自転車活用推進計画(中間見直し)」に対し意見表明

～自転車損害賠償責任保険の加入促進プロジェクト等に意見表明～

一般社団法人日本損害保険協会九州支部宮崎損保会(会長：鍋山 大輔 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 宮崎支店長)では、2024年1月31日付で公表された「宮崎市自転車活用推進計画(中間見直し)」の意見募集に対し、2月26日付で意見表明を行いました。

当該計画は、自転車利用環境の方向性や課題の解決策を示し、幅広い関係者が一体となって、『誰もが「安全」で「快適」に「楽しく」自転車を利用できるまち』の実現を目指すため策定されており、今回の中間見直しでは、計画の柱である「走る」「守る」「停める」「活かす」の効果に関する評価を行うとともに、現在の評価指標である自転車分担率、自転車事故件数の目標値の見直し、新たにシェアサイクルポートの公有地設置箇所数及びヘルメット着用率の目標値を設定し、各データ等を更新することを目的としています。

宮崎損保会では、「みやざきの子どもの命を守るヘルメット着用推進プロジェクト」等の自転車ヘルメット着用を推進する活動について敬意を表したうえで、宮崎県条例で加入義務化されている、被害者救済のための自転車損害賠償責任保険の加入促進に資するプロジェクトも同時に推進していただきたい等、次の意見を表明しています。

《主な意見内容》

P24 第3章 3.2.5 その他自転車の交通安全に関する対策状況

「保険加入については、ある程度意識が高くなってきているようです。ヘルメット着用については、まだまだ意識が低い状況です。また、県教育委員会ではヘルメット着用に向けたプロジェクトを進めています。」の記載がありますが、当業界としては、宮崎県条例で加入義務化がされていること、高額賠償事例等を考えると保険加入率50%とは、とても満足すべき水準ではないと思慮しており、自分の生命・身体保護のためのヘルメット着用の向上とともに、被害者の救済のための自転車損害賠償責任保険の加入促進に資するプロジェクトも同時に推進していただきたい。

また、『宮崎県教育委員会では、県立高校生を対象に全ての生徒が自主的にヘルメットを着用することを目指して「みやざきの子どもの命を守るヘルメット着用推進プロジェクト」(令和5年度から令和7年度)を進めています。』との活動については敬意を表しますが、当該プロジェクトの効果検証をお願いいたします。

P25 第3章 3.2.6 交通安全に関する課題

「万が一の備えとして、自転車損害賠償責任保険の加入が義務化されたことから、加入促進を図る必要があります。」とありますが、自転車加害交通事故の賠償リスク等の大きさや重大性を市民に周知し、なぜ、県条例で自転車賠償責任保険の加入の義務化が必要であったのかの理由まで諭すことが必要ではないかと考えます。